

ふぐ処理師免許に係る手続きについて

第1 ふぐ処理師免許に係る講習について

ふぐ処理師免許に係る講習においては、徳島県ふぐの処理等に関する条例及び同条例施行規則に関する知識をはじめ、ふぐに関する一般知識や食品衛生に関する一般知識について取り扱います。

ふぐ処理師免許に係る講習は、年に1回以上実施されますが、具体的な日程や申込方法等については、徳島県ホームページ等をご覧になるか、一般社団法人徳島県食品衛生協会（以下、「食品衛生協会」という。）にお問い合わせください。

第2 ふぐ処理師試験について

ふぐ処理師試験は、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止するために、ふぐ処理師として必要な知識及び技能について、知事が年1回以上実施します。

1 試験科目

(1) 学科試験

- イ 水産食品の衛生に関する知識
- ロ ふぐに関する一般知識

(2) 実技試験

- イ ふぐの種類の見分け
- ロ ふぐの処理の技術及び有毒部位の見分け

2 試験の告示

ふぐ処理師試験の日時及び場所、受験願書の受付期間その他ふぐ処理師試験の実施に関し必要な事項はあらかじめ告示します。具体的な日程や受験申請方法については、徳島県ホームページをご覧ください。

なお、告示については12月頃、試験の実施は2月頃を予定しております。

3 受験の手続

ふぐ処理師試験を受ける方は、受験願書の受付期間に食品衛生協会へ次のものを提出してください。

- ① ふぐ処理師試験受験願書（様式第2号）
- ② 写真（出願前6か月以内に正面から撮影した無帽かつ無背景の上半身像で、縦3.0cm、横2.4cmのものであって、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- ③ 手数料 15,000円（徳島県収入証紙による）

* これまでは受験資格として「調理師免許」及び「2年以上の食用のふぐの処理の実務経験」が必要でしたが、条例の改正により、令和3年6月1日以降これらの提出は不要になりました。

第3 ふぐ処理師免許の申請について

ふぐ処理師になるためには、次の2つの条件を満たす必要があります。

- (1) 知事が定める講習を受けた者
- (2) 知事が行うふぐ処理師試験に合格した者
又は、知事が徳島県のふぐ処理師試験と同等以上であると認める試験に合格した者
※他の自治体で試験に合格されている方は、安全衛生課までお問い合わせください。

1 ふぐ処理師免許の申請手続

ふぐ処理師になろうとする方は、次のものを食品衛生協会へ提出してください。

- ① ふぐ処理師免許申請書（様式第1号）
- ② ふぐ処理師免許に係る講習を受けたことを証する書類の写し
- ③ ふぐ処理師試験合格証の写し
- ④ 視力若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書
- ⑤ 写真（申請前6か月以内に正面から撮影した無帽かつ無背景の上半身像で、縦3.0cm、横2.4cmのものであって、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- ⑥ 手数料 3,000円（徳島県収入証紙による）

2 ふぐ処理師免許を与えない場合

次のいずれかに該当する者は、ふぐ処理師免許を与られません。

- ① 詐欺その他不正な手段により免許を受けた等より、免許を取り消され、その処分のあった日から起算して一年を経過しない者
- ② 徳島県ふぐの処理等に関する条例又は同条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一年を経過しない者
- ③ 精神の機能の障害により食用のふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ④ 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者
- ⑤ 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正しても食用のふぐの処理ができない者

第4 ふぐ処理師免許の更新について

徳島県のふぐ処理師免許の有効期間は5年です。有効期間の満了後も引き続き業としてふぐの処理に従事する場合は、免許の更新が必要です。

免許の更新を受けようとする方は、従前の免許の有効期間内であって当該免許の更新の申請をするまでの間に知事が定める講習を受けなければなりません。

また、免許の更新手続を行うため、次のものを食品衛生協会へ提出してください。

- ① ふぐ処理師免許更新申請書（様式第4号）
- ② ふぐ処理師免許に係る講習を受けたことを証する書類の写し（従前のふぐ処理師免許の有効期間内のもの）
- ③ 写真（申請前6か月以内に正面から撮影した無帽かつ無背景の上半身像で、縦3.0cm、横2.4cmのものであって、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- ④ 手数料 3,000円（徳島県収入証紙による）

第5 ふぐ処理師免許の住所変更届について（令和3年8月1日より）

ふぐ処理師は、住所に変更を生じたときは、遅滞なく、変更の事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければなりません。

1 食品衛生協会へ提出する場合

食品衛生協会へ届出する方は、次のものを提出してください。

- ① ふぐ処理師住所変更届（様式第4号の2）
- ② 変更の事実を証する書類

2 電子申請サービスを利用する場合

電子申請サービスを利用する方は、以下のURLまたはQRコードから申請してください。

<https://s-kantan.jp/pref-tokushima-u/>

* 『ふぐ処理師住所変更』をクリックしてください。



第6 ふぐ処理師免許の書換え交付及び再交付について

ふぐ処理師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その免許証を添えて、書換え交付を申請しなければなりません。

また、免許証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、免許証の再交付を申請しなければなりません。

1 書換えの申請手続き

免許証の書換えが必要な方は、次のものを食品衛生協会へ提出してください。

- ① ふぐ処理師免許証書換え交付申請書（様式第6号）
- ② ふぐ処理師免許証
- ③ 変更の事実を証する書類
- ④ 手数料 3,000円（徳島県収入証紙による）

2 再交付の申請手続き

免許証の再交付が必要な方は、次のものを食品衛生協会へ提出してください。

- ① ふぐ処理師免許証再交付申請書（様式第7号）
- ② 写真（申請前6か月以内に正面から撮影した無帽かつ無背景の上半身像で、縦3.0cm、横2.4cmのものであって、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- ③ 手数料 3,000円（徳島県収入証紙による）

【ふぐ処理師に関する問い合わせ先】

一般社団法人徳島県食品衛生協会	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県安全衛生課内 (電話 088-621-2219)
徳島県危機管理部安全衛生課 HACCP 食品安全担当	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 (電話 088-621-2229)